

自動車・同付属品製造業における人力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
2	22~23	派遣就業先である工場内作業場にて、部品供給用の台車をたたむ作業を行っていた際、固定している部分を外した時に台車が倒れ、誤って台車と台車の間に左手を挟み負傷、骨折した。	19	300 ～ 499
2	13~14	倉庫へ部品を保管するため、トラックで台車を運搬した。倉庫到着後にトラック後方の扉を開け、トラック下部のステップを使用し荷台に乗った。荷台の台車をフォークリフトで取り出す為に台車を扉付近まで移動させた。ステップを使用し荷台から降り、フォークリフトを取りに行こうとした時にガタンと音がしたので振り返ると台車が荷台から少しずつ傾いてきて、台車と地面の間に左足の付け根部分が挟まれた。	60	100 ～ 299
3	17~18	第1工場塗装職場のラック置場でラックの移動中、後向きでラックを引っ張って移動させていたため、狭い通路の後方確認が不十分となり固定ラックと移動中ラックに左小指を挟み骨折した。	53	300 ～ 499
5	23~24	プレス工場にてプレス機械で製品を打ち抜き台車に積んだあと、次工程のプレス機械へ台車を運搬中、通路脇の段差に台車車輪が引っ掛かり台車が前のめりに倒れそうになった為、台車を支えようと右足を前方に出し引き戻そうとした。しかし支えきれず台車が転倒し、右足が押しつぶされ被災した。安全靴は履いていたが、先端の保護カバーは破損ししていた。	55	100 ～ 299
5	18~19	ドライグループ長物加工にて、次の工程にてハイプラを付ける作業をし易くするために、長物（資材）を横に90度片手で回転させて長物の角と角を合わせる作業を行っていた。角を合わせるために長物を手前に両手で引き寄せた際に、角と落下防止用のポールの間で右手中指を挟んだ。	39	1000 ～ 9999

6	3～4	弊社第3工場R5Zライン部品置場において、荷降ろしをしようとした他のラインからR5Zラインに移動する際に、牽引台車と切り離された台車の間を通り抜けようとして、切り離された台車の連結バーが下がった状態に気付かず、足を引っ掛けて転倒し、部品台車の角に顔がぶつかり、中心性頸骨損傷を受傷した。	65	300 ～ 499
7	19～20	部品等が入った箱が載った台車を片付けようと左手で台車を引いていたところ、台車から箱がはみ出ていたので、右手でそれを直そうとした時に後部にある柱と台車の間に右手首を挟んで右手関節を圧挫傷した。	22	1000 ～ 9999
7	13～ 14	作業場所で、ピッキングの荷揃え作業で製品を運搬し、次の行動に移ろうとしたときに、パレットからハンドリフトが軽く抜けず、勢いよく引いたため反動が強く、抜けるときに足にハンドリフトが当たってしまった。	59	500 ～ 999
10	10～ 11	工場内で旋盤の切り粉を台車に乗せ、切り粉保管場に移動中工場内のスロープで足が滑った際、右腰に痛みを感じた。	68	1～9
11	17～ 18	工場入口付近でハンドリフトを使い材料（1t位）を運ぶ際、少し傾斜になっていたところを引っ張る為、両手で力を入れ引いた際、体に負荷がかかった。	41	50～ 99

出典： https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html